

兵庫県公報

平成25年 4月26日 金曜日 第 2486 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成25年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	1
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 県道の路線変更（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	5
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	6
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	6
公 告	
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告	
○ 第16回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	8

告 示

兵庫県告示第681号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成25年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 試験日時
平成25年 8月 7日（水）午後 2時から午後 4時まで
- 試験場所
神戸市西区学園西町 8—2—1
兵庫県立大学 神戸商科キャンパス
- 試験科目
 - 筆記試験
 - 毒物及び劇物に関する法規
 - 基礎化学
 - 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 試験区分
 - 一般
 - 農業用品目

特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）、各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒〔定形外角形3号（日本工業規格B5用紙が折れ曲がらないもの）に140円分の郵便切手を貼付し、宛先を明記したもの〕を添えて薬務課に申し込むこと。

イ 写真

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4.5センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼り付けること。

(2) 受付期間

平成25年5月20日（月）から同月31日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送による場合は、簡易書留とし、平成25年5月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 薬務課又は各健康福祉事務所（いずれの機関でも提出可。）

イ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）まで

(4) 受験を希望する者で、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する場合、又は妊娠等により通常の机・椅子での受験が困難であると考えられる場合は、その障害等の状態に応じて必要な措置を講ずることがあるので、願書の提出までに薬務課に申し出ること。

(5) 手数料

10,500円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

6 受験票の送付

受験願書を受理したときは、受験票を薬務課から本人宛てに送付する。

7 合格者の発表

平成25年9月6日（金）午前10時に薬務課及び各健康福祉事務所に受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。また、別途、合格証書を交付する。

なお、電話による合否の問い合わせには応じない。

8 試験についての問合せ先

(1) 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話 (078) 341-7711 内線3316

(2) 各健康福祉事務所



兵庫県告示第682号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年4月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
------------	-----	-------------------------------------

高砂市高砂町西宮町369 河 村 英 一 同 市高砂町戎町1073- 8 松 本 博 実	高砂	高砂漁業協同組合
高砂市高須 8—19 高 谷 繁 喜 同 市曾根町2223—10 古 門 英 文	伊保	伊保漁業協同組合
洲本市海岸通 1 丁目 9 番 8 号 角 村 庄 平 同 市海岸通 1 丁目 3 番21号 角 邑 利 夫	洲本	洲本漁業協同組合
洲本市炬口 1 丁目 7 番 1 号 山 本 浩 之 同 市炬口 2 丁目 4 番 1 号 竹 岡 千 尋	炬口	炬口漁業協同組合
南あわじ市灘土生728—75 西 山 正 之 同 市阿万塩屋町707 北 本 勉	南淡	南淡漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成25年 4月26日から同年 5月10日まで
- (2) 縦覧場所 高砂加入区 高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合
伊保加入区 同 市高須18— 8 伊保漁業協同組合
洲本加入区 洲本市海岸通 1 丁目 6 番18号 洲本漁業協同組合
炬口加入区 同 市炬口 1 丁目 1 番 1 号 炬口漁業協同組合
南淡加入区 南あわじ市灘土生45 南淡漁業協同組合



兵庫県告示第683号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（精密地形調査）
- 2 作業期間
平成24年 3月14日から平成25年 3月31日まで
- 3 作業地域
姫路市、洲本市、南あわじ市及び淡路市



兵庫県告示第684号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、たつの市正條中農住組合長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
土地区画整理事業
- 2 作業期間
平成24年 7月 2日から平成25年 6月30日まで
- 3 作業地域
たつの市揖保川町正條地内



兵庫県告示第685号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
平成24年11月 1日から平成25年 3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市北区鈴蘭台南町4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目



兵庫県告示第686号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量による地形図修正 レベル2500）
- 2 作業期間
平成24年 7月19日から平成25年 3月22日まで
- 3 作業地域
姫路市安富町、夢前町及び家島町



兵庫県告示第687号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間
平成24年11月 1日から平成25年 3月29日まで
- 3 作業地域
尼崎市南武庫之荘11丁目地区



兵庫県告示第688号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成24年10月26日から平成25年 3月22日まで
- 3 作業地域
南あわじ市養宜地域



兵庫県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

整理番号	旧新	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
401	旧	阿成姫路停車場線	姫路市飾磨区阿成	
			姫路停車場	
	新	中島姫路停車場線	姫路市飾磨区中島	
			姫路停車場	



兵庫県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 4月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 4月26日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 春 日 栗 柄 線	丹波市春日町野瀬字滝ノ尻2024番60から 同 市春日町野瀬字滝ノ尻2024番14まで	旧	5.0から 14.0まで	486.0	
		新	9.0から 129.0まで	410.0	



兵庫県告示第691号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称

宝 塚 市	阪神間都市計画地区計画	御殿山2丁目地区地区計画
同 市	同 上	清荒神駅南地区地区計画
同 市	同 上	北売布ガ丘地区地区計画
太 子 町	中播都市計画土地区画整理事業	J R網干駅西南土地区画整理事業



兵庫県告示第692号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西 宮 市	阪神間都市計画下水道	西宮市公共下水道
尼 崎 市	阪神間都市計画用途地域	宝塚山手台地区地区計画
宝 塚 市	阪神間都市計画地区計画	
豊 岡 市	豊岡都市計画用途地域	



兵庫県告示第693号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第17項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成25年 4月30日とする。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
明石金ヶ崎鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町金ヶ崎

公 告

兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告

兵庫県労働委員会の委員の任期が満了するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体にそれぞれ次により次期委員の候補者の推薦を求める。

平成25年 4月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 推薦資格を有する者

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体

2 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104

条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。

3 推薦期間

平成25年 4月30日（火）から同年 6月14日（金）まで

4 推薦に必要な提出書類

(1) 労働者委員候補者の推薦

ア 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書

イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書

5 推薦書類の提出先

(1) 労働者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局労政担当課

(2) 使用者委員候補者の推薦

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 4月26日

但馬県民局長 岩 根 正

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン豊岡店

所在地 豊岡市宮島322番地 1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 オリックス株式会社

住所 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

代表者の氏名 井 上 亮

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

（仮称）ミドリ豊岡店

イ 変更後

エディオン豊岡店

(2) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前

豊岡市宮島町字島ヶ坪300— 1 ほか

イ 変更後

豊岡市宮島322番地 1

4 変更年月日

平成25年 3月28日

5 届出年月日

平成25年 3月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成25年 4月26日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年 8月26日

(2) 提出先

但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

〒668-0025 豊岡市幸町 7-11

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会公告

第16回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成25年 4月26日

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会

会長 武田 政 義

1 試験の日時

平成25年10月13日（日）午前10時から正午まで

なお、点字等による受験者及び解答免除対象者は、試験時間が異なるので、詳しくは、「第16回兵庫県介護支援専門員実務研修受講試験・受験の手引」（以下「受験の手引」という。）を参照すること。

2 試験会場

神戸大学（神戸市灘区鶴甲1-2-1、神戸市灘区六甲台町1-1）

神戸学院大学（神戸市中央区港島1-1-3）

神戸女子大学（神戸市中央区港島中町4-7-2）

3 試験の内容及び出題範囲

受験の手引を参照すること。

なお、出題範囲に含まれる関連通知は以下のとおりである。

- (1) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (3) 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）
- (4) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- (5) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (6) 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (8) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (9) 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知）
- (10) 「老人（在宅）介護支援センターの運営について」（平成18年3月31日老発第0331003号厚生労働省老健局長通知）
- (11) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）

- (12) 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 4 試験の方法及び出題数
5肢複択方式にて出題する。
60問。ただし、解答免除対象者は出題数が異なるので、詳しくは受験の手引を参照すること。
- 5 受験資格(概要)
下記(1)の対象者で、かつ、(2)の受験地条件を満たす者。
なお、詳しくは受験の手引を参照すること。
- (1) 対象者
ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上^{の者並びに}エの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上^{の者であって、}欠格事由に該当しない者とする。
なお、必要実務経験期間は、試験前日までに満たしていること。
ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
イ 別に定める相談援助業務に従事する者が、当該業務に従事した期間
ウ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するもの又は介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修に相当する研修を修了したもの(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)附則第2条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされた者を含む。)(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、当該介護等の業務に従事した期間
エ 別に定める介護等の業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等に該当しないものが、当該介護等の業務に従事した期間
- (2) 受験地条件
(1)のアからエまでの業務に従事している場合は勤務地が兵庫県内であること、又は同業務に従事していない場合は住所地が兵庫県内であること。
- 6 受験手数料
7,700円 受験申込前に、所定の郵便振替払込用紙により郵便局で納付すること。
- 7 受験申込み
- (1) 申込期間
平成25年6月17日(月)から同年7月8日(月)まで(7月8日(月)までの消印のあるものに限る。)
- (2) 申込方法及び申込先
平成25年6月7日(金)から配布予定の受験の手引に従って郵送で申し込むこと。
〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号
兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所 研修第2部
電話(078)367-5211
- (3) 提出書類
ア 受験申込書
イ 受験整理票(6箇月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの正面上半身の写真を貼る。)
ウ 実務経験(見込)証明書
エ 郵便振替払込受付証明書の原本
オ その他必要な書類(法定資格免許等の写し)
- (4) 受験の手引配布場所
各市区町の介護保険担当窓口、兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課、神戸県民局県民室県民福祉課、各県民局健康福祉事務所、但馬長寿の郷及び兵庫県社会福祉研修所
- (5) 郵送により受験の手引を請求する場合
封筒の表に「受験の手引請求」と朱書し、宛て先明記の返信用封筒(角形2号封筒で返信用切手240円分

を貼ること。)を同封の上、下記9の研修第2部あて請求する。

8 合格発表

平成25年12月10日(火)(予定)に受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

なお、合格者については、合格発表の日から1週間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで)兵庫県社会福祉協議会社会福祉研修所1階にて受験番号を掲示する。

また、兵庫県社会福祉研修所ホームページ(<http://www.hyogo-f-kensyu.jp/>)にも合格者受験番号を掲載する。

9 受験に関する問い合わせ先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番30号

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部

電話 (078) 367-5211